

議会運営委員会会議録

開閉日時 令和5年6月1日(木) 午前10時00分～午前10時23分
会 場 高浜市議場

1. 出席者

3番 神谷 直子、 6番 今原ゆかり、 10番 北川 広人、
11番 鈴木 勝彦、 12番 柴口 征寛
オブザーバー
議長(4番) 杉浦 康憲、 副議長(2番) 荒川 義孝

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

1番 橋本 友樹、 5番 野々山 啓、 7番 福岡 里香、
8番 岡田 公作、 9番 長谷川広昌、 13番 倉田 利奈、
14番 黒川 美克
一般1名

4. 説明のため出席した者

市長、総務部長、行政GL

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記2名

6. 付議事項

- 1 令和5年6月定例会について
(1) 議案の説明について

- (2) 議案の取り扱いについて
 - (3) 一般質問の受付について
 - (4) 総括質疑の通告制について
 - (5) 請願書、陳情書及び意見書（案）の取り扱いについて
- 2 今後の議会運営委員会の日程等について

7. 会議経過

委員長挨拶

委員長 本日、傍聴の申出がありましたので、高浜市議会委員会条例第 19 条第 1 項の規定により許可をいたしました。御了承いただきたいと思います。

ただいまの出席委員は全員であります。よって、本委員会は成立いたしましたので、これより議会運営委員会を開会します。

市長挨拶

議長挨拶

委員長 次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。

本件につきましては、委員長から御指名申し上げて御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、副委員長の神谷直子委員を指名いたします。

本日、御協議いただきます案件は付議事項のとおりであります。

それでは、案件の順序に従い逐次進めてまいりますので御協力をお願いいたします。

《議 題》

1 令和5年6月定例会について

(1) 議案の説明について

委員長 当局の説明を求めますが、着席のままで結構でございます。

説（総務部） 委員長のお許しをいただきましたので、着座にて御説明いたします。

それでは、令和5年6月定例会に付議させていただきます案件につきまして御説明申し上げます。

初めに、提出予定案件一覧表をお願いいたします。

案件といたしましては、諮問が1件、同意が第5号から第17号までの13件、一般議案が第38号から第46号までの9件、補正予算が第47号の1件、報告が第4号から第9号までの6件の計30件をお願いするものでございます。

次に、提出予定議案の概要をお願いいたします。

諮問、同意及び一般議案につきましては、この資料に沿って御説明を申し上げます。

初めに、諮問第1号は現人権擁護委員、神谷弘一氏の任期満了に伴い、再度推薦いたすものでございます。

同意第5号は現監査委員、伴野義雄氏の任期満了に伴い、再度選任するため御同意をお願いするものであります。

同意第6号から第17号までは、現農業委員会委員の任期満了に伴い、9名の再任、及び3名の新任について御同意をお願いするものであります。

議案第38号は、高取小学校給食施設改築工事に係る工事請負契約を締結するものであります。

議案第39号は、吉浜小学校長寿命化改良工事に係る工事請負契約を締結するものであります。

なお、議案第38号及び第39号につきましては早急に御採択いただく必要がありますので、その取扱いにつきまして御審議のほどよろしくお願いいたします。

議案第40号は地方税法の一部改正に伴い、森林環境税の賦課徴収について

規定するほか、所要の規定の整備を行うものであります。

議案第 41 号は地方税法の一部改正に伴い、条文の整備を行うものであります。

議案第 42 号は地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額の改定等を行うものであります。

議案第 43 号は物価高騰等の影響を受ける子育て世帯を支援するため、子育て世帯支援給付金を支給するものであります。

議案第 44 号は児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、条文の整備を行うものであります。

議案第 45 号は、いじめの防止等の対策を実効的に行う体制の整備を目的とした協議会及び委員会を設置するものであります。

議案第 46 号は、高浜小学校等整備事業について企業向けサービス価格指数の上昇による維持管理業務のサービスの対価の増に伴い、契約金額を増額するものであります。

続きまして、議案第 47 号、令和 5 年度一般会計補正予算（第 2 回）につきまして御説明申し上げます。

補正予算書の 7 ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ 8 億 2,436 万 7,000 円を減額し、補正後の予算総額を 171 億 9,040 万 6,000 円といたすものであります。

10 ページをお願いします。

債務負担行為補正は、高浜市土地開発公社による公共用地先行取得に要する経費について新たに期間及び限度額を定めるものであります。

12 ページ、13 ページをお願いします。

地方債補正は、中段の高取小学校長寿命化改良事業から中学校施設改修事業までの 4 事業について限度額を減額するものであります。

22 ページ、23 ページをお願いします。

歳入について申し上げます。

14 款 1 項 2 目衛生費国庫負担金の新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金、及び 2 項 3 目衛生費国庫補助金の新型コロナウイルスワクチン接種体

制確保事業費補助金は、新型コロナウイルスワクチン接種の実施期間延長に伴い増額いたすものであります。

2項1目総務費国庫補助金は、エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けている子育て世帯への支援策として実施する子育て世帯支援給付金支給事業の特定財源として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を増額いたすものであります。

2目民生費国庫補助金の生活困窮者就労準備支援事業費等補助金は、生活保護システムの改修に係る費用の一部を国が補助いたすものであります。

5目教育費国庫補助金の学校施設環境改善交付金は、国の令和4年度一般会計第2次補正予算分として国から学校施設環境改善交付金事業の交付決定を受けたことに伴い、令和4年度予算に追加計上を行ったため二重計上となった令和5年度予算について減額いたすもので、公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金は、GIGAスクール運営支援センター整備事業に対して補助されるものであります。

15款2項2目民生費県補助金の介護施設等整備事業費補助金は、市内の認知症対応型共同生活介護の事業所開設費を県が補助いたすもので、保育所等給食費軽減対策支援事業費補助金は、物価高騰に直面する民間保育所等の給食に係る経費の負担軽減を図るため、その一部を県が補助するものであります。

3目衛生費県補助金の若年がん患者在宅療養支援事業費補助金は、末期の若年がん患者の在宅における療養生活を支援し、患者及びその家族の経済的負担の軽減を図るため、その一部を県が補助いたすものであります。

17款1項1目一般寄附金は匿名の方から御寄附いただいたものであります。

24ページ、25ページをお願いいたします。

18款1項1目基金繰入金の財政調整基金繰入金及び公共施設等整備基金繰入金は、今回の補正予算の財源調整として増減いたすものであります。

20款4項4目雑入の（一財）自治総合センターコミュニティ助成金は、地域コミュニティ組織の活動に必要な備品の購入費に対して助成するものであります。

26ページ、27ページをお願いいたします。

歳出について申し上げます。

2 款 1 項 3 目市民活動支援費の 3、地域内分権推進事業は、翼まちづくり協議会の活動に必要な発電機、デジタルサイネージなどの購入費に対する補助金を計上いたすものであります。

3 款 1 項 7 目介護保険推進費の 13、地域医療介護総合確保基金事業は、市内に認知症グループホームを新たに開設する事業者に対して交付する補助金を計上いたすものであります。

3 款 2 項 2 目保育サービス費の 3、保育園管理運営事業及び 4、小規模保育事業は、物価高騰に直面する保育所等の給食に係る経費負担を軽減するため民間運営の保育所、認定こども園及び小規模保育事業所に対し、給食に係る経費の一部を補助いたすものであります。

3 目家庭支援費の 7、みどり学園運営事業は、みどり学園利用者の安全性の確保と利用人数に応じた駐車台数確保のために行う駐車場整備に係る工事費を計上いたすもので、22、高浜市子育て世帯支援給付金支給事業は、食費等の物価高騰による経済的な影響を受けている子育て世帯の生活の安定を図るため、市の独自事業として 18 歳以下の児童を養育する世帯に対し、対象児童 1 人当たり 1 万円を支給いたすものであります。

28 ページ、29 ページをお願いします。

3 款 3 項 2 目生活援助費の 1、生活保護事業は、生活扶助基準改定に向けて生活保護システムの改修を行う等のものであります。

4 款 1 項 1 目保健衛生総務費の 4、新型コロナウイルス感染症対策推進事業は、新型コロナウイルスワクチン接種の実施期間延長に伴い、個別接種業務委託料、接種支援業務委託料などを増額するほか、新たにコロナワクチン接種支援補助金を計上いたすものであります。

2 目保健・予防費の 1、老人・成人保健事業は、市内のゼロ歳から 40 歳未満までの末期と診断されたがん患者を対象に在宅療養を支援するための補助金を計上いたすものであります。

10 款 1 項 3 目教育指導費の 3、児童生徒健全育成事業は、いじめ問題対策委員会の開催等に必要な報酬及び費用弁償を計上いたすものであります。

10 款 2 項 3 目学校建設費の 2、小学校長寿命化改良事業、及び 30 ページをお願いいたしまして、3 項 1 目学校管理費の 2、中学校維持管理事業は、国の令和 4 年度一般会計第 2 次補正予算分として国から学校施設環境改善交付金事業の交付決定を受けたことに伴い、令和 4 年度補正予算として高取小学校長寿命化改良工事、吉浜小学校長寿命化改良工事、高取小学校給食施設改築工事、及び高浜中学校トイレ改修工事にかかる費用を追加計上したため二重計上となった令和 5 年度予算に係るこれらの費用について減額いたすものであります。

続きまして、報告案件について申し上げます。

初めに、報告第 4 号、権利放棄の報告についてでございます。

2 ページ目をお願いいたしまして、債権管理条例の規定により住宅使用料及び水道料金について権利の放棄をいたしましたので、その御報告をさせていただくものであります。

次に、報告第 5 号、一般会計の繰越明許費繰越計算書でございますが、こちらも 2 ページ目をお願いしまして、繰越明許費としてお認めをいただきました医療扶助のオンライン資格確認導入事業をはじめ、13 の事業についてその御報告をさせていただくものであります。

次に、報告第 6 号、水道事業会計予算の繰越しは、こちらも 2 ページ目をお願いしまして、建設改良費の水道施設近代化事業費について繰越しをいたしましたので、その御報告をさせていただくものであります。

次に、報告第 7 号、下水道事業会計予算の繰越しでございますが、こちらも 2 ページ目をお願いしまして、建設改良費の管路建設改良費について繰越しをいたしましたので、その御報告をさせていただくものであります。

最後に、報告第 8 号及び報告第 9 号は、令和 4 年度の高浜市土地開発公社及び高浜市総合サービス株式会社の経営状況の御報告をさせていただくものであります。

以上が、6 月定例会に付議させていただきます案件でございます。

よろしくお願い申し上げます。

委員長 ただいま、当局より説明がありましたとおり、諮問 1 件、同意 13 件、一般議案 9 件、補正予算 1 件、報告 6 件であります。

ただいまの説明に対する質疑を許します。

質 疑 な し

委員長 ないようでしたら、市長。

市長挨拶

委員長 当局の方は退席を願います。

ありがとうございました。

(2) 議案の取り扱いについて

委員長 事務局より説明を願います。

説(事務局 副主幹) 議案の取扱いについて御説明させていただきます。

6月定例会の会期につきましては、6月8日から6月27日までの20日間でございます。

議案の取扱いでございます。

議案の取扱いにつきましては、6月8日の本会議初日において諮問第1号、同意第5号から同意第17号並びに議案第38号及び議案第39号を即決でお願いし、議案第40号から議案第47号までの上程、説明を受け、報告第4号から報告第9号までの報告を受けます。

6月12日、第2日目と13日、第3日目の2日間は、一般質問、一般質問終了後に関連質問をお願いし、6月16日の第4日目は、議案第40号から議案第47号までの総括質疑、議案の委員会付託をお願いいたします。

6月21日の総務建設委員会においては、議案第40号から議案第42号まで及び議案第47号の4議案、6月22日の福祉文教委員会においては、議案第43号から議案第47号までの5議案の審査をお願いいたします。

補正予算につきましては付託委員会区分を明示したものを配付させていた

だいておりますので御確認をお願いいたします。

最終日の6月27日は、委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決、閉会の順で行います。

説明は以上でございます。

委員長 当局より提示がありました案件につきましては、ただいま事務局が説明しました案のとおりに決めさせていただいてよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議もないようですので、案のとおりに決定させていただきます。

(3) 一般質問の受付について

委員長 一般質問の受付は、議会運営に関する申合せにより6月2日、金曜日の午前8時30分から午後5時までとします。質問の順序は受付順とします。

ただし、6月2日の午前8時30分以前に2人以上ある場合は抽せんにより質問の順序を決めさせていただきます。

これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議もないようですので、そのように決めさせていただきます。

(4) 総括質疑の通告について

委員長 総括質疑の通告について、先期と同様に資料のとおり取り扱って御異議ございませんでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議もないようですので、そのように決定いたしました。

総括質疑を行う場合は、通告書締切りの定例会開会 2 日目、6 月 9 日金曜日の午後 5 時までには事務局を通じ、議長へ提出していただくようお願いをいたします。

(5) 請願書、陳情書及び意見書（案）の取り扱いについて

委員長 昨日の締切日までに提出された請願・陳情は、陳情書 9 件であります。

陳情第 2 号から陳情第 10 号までについて、付託先の委員会を事務局から発言願います。

説（事務局 副主幹） それでは、陳情文書表（案）と各陳情書の写しを配付させていただいておりますが、提出されました陳情 9 件の付託委員会につきましては、陳情第 2 号、3 号、5 号及び陳情第 10 号につきましては総務建設委員会に付託、陳情第 4 号及び陳情第 6 号から陳情第 9 号までにつきましては福祉文教委員会に付託するということをお願いしたいと思っております。

なお、陳情 10 号につきましては陳情者より意見陳述の希望がありましたので御了承願います。

委員長 ただいま、各陳情の付託委員会について事務局より発言がありましたが、そのように決定させていただいてよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議もないようですので、そのように決定させていただきます。

2 今後の議会運営委員会の日程等について

委員長 私のほうから今後の議会運営委員会の日程等についてお願いをします。

初めに 6 月 16 日の金曜日、本会議第 4 日の終了後、自由討議を実施する案

件を選定するため、各派代表者会議の開催後、議会運営委員会を開催いたしますので御予定をお願いいたします。

なお、各派代表者会議において自由討議を実施する案件がなかった場合は議会運営委員会を開催しない可能性もありますので御了承ください。

次に、令和5年9月定例会の日程を協議するために議会運営委員会を6月22日の木曜日、福祉文教委員会終了後に開催したいと思っておりますので御予定をお願いいたします。

本件については以上であります。

付議事項にはございませんけれども、5月30日の各派代表者会議において、議員が新型コロナウイルスに感染した場合等の対応方針を廃止することをお諮りしたところ御異議ございませんでしたが、議会運営委員会としても議員が新型コロナウイルスに感染した場合等の対応方針を廃止することとして御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議もないようですので、そのように決定いたしました。

ここで、議長より発言を求められておりますのでこれを許可いたします。

議長 今のお話と一緒にですが、先日の各派代表者会議で申し上げましたが、新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置づけが5類に移行しましたので議会におけるマスクの着用や手指消毒、そして来庁時の検温については自由とし、各自の判断で行っていただきますようお願いいたします。

また、事務局におかれましてはこのことを当局へ伝えていただきたいと思います。

そして最後に、議員各位におかれましては、まずはやはり体調管理を十分にいただき、万が一、コロナやインフルエンザ等に感染した場合ですが、検査等もしっかり受けていただき、医師の指示に従い、的確な治療を行っていただきますようお願いを申し上げます。

私からは以上です。

委員長 ただいまの議長の発言については、御理解をいただきますようお願いをいたします。

それでは、本日の案件は全て終了いたしました。

以上をもって議会運営委員会を終了いたします。

委員長挨拶

閉会 午前 10 時 23 分

議会運営委員会委員長

議会運営委員会副委員長